

学校貸出専用利用者カード貸出要領

1 趣旨

市内の小・中・高等学校において、総合学習などの授業に使用する本を提供するために、担当する先生に対して専用の利用者カード（以下「専用利用者カード」という。）を発行して貸出しを行います。

2 貸出冊数

専用利用者カードによる貸出しは、50冊までとします。

視聴覚資料は3点までとします。

3 貸出期間

専用利用者カードによる貸出期間は2週間までとします。ただし、貸出本にリクエストがない場合は、再度貸出することが出来ます。

4 カードの有効期限

カード作成当該年度末まで（同一年度内のみ有効）

※年度変更の際、学校名、担当学級の確認をさせていただきます。

5 申請方法

専用利用者カードの交付を受ける場合には、利用者カード交付申請書（以下「申請書」という。）により、担当する先生の個人名で申請していただきます。

前年度に専用利用者カードを作成済の場合は、データのみ図書館で変更します。（「申請書」にカード番号も記入してください。）

6 利用方法

(1) 袋井図書館、月見の里学遊館図書館分室、浅羽図書館でご利用いただけます。

(2) 本の貸出しを希望する場合は、専用利用者カードを受付に提出し、必要な冊数（50冊以内）の貸出しを受けるものとします。

(3) 本の返却をする場合は、貸出した冊数のすべてを一括して返却するものとします。なお、その一部又は全部について、他の利用者の予約がないものについては再度、貸出を受けることができるものとします。

7 その他

(1) 専用利用者カードの紛失時の再交付については、一般の利用者カードと同様とします。

(2) 専用利用者カードの取り扱いについては、カードの裏面に記載してあるとおりとし

ます。

(3) 借り受けた本を、汚損、破損、紛失した場合は、弁償していただく場合があります。

専用利用者カードの交付申請書様式

利用者カード交付申請書 (記入例)

								カードをお持ちの方は カードの番号を記入		平成 年 月 日		
フリガナ		フクロイ タロウ							男			
氏名		〇〇〇〇 学校貸出専用カード							女			
生年月日		昭和63年 7月 21日				住所コード						
住所	郵便番号		437-0027				地区コード					
	袋井市高尾町19-1 自宅住所を記入					電話番号 (0538) 42-5325 自宅電話番号を記入						
自治会名							保護者名					
備考		学校授業用 〇〇学校 年 組 貸出冊数50冊まで										
確認欄		免	保	学	他							